

墨田区木造住宅耐震改修促進助成事業 助成金一覧（令和6年版）

（拡充開始日：【診断】令和6年4月1日、【耐震改修工事等】令和6年6月1日）

主な助成要件（詳細については、別途お問合せください。）

対象建築物：・平成12年5月31日以前に着工された平屋建てまたは2階建ての木造住宅
 ・昭和56年5月31日以前に着工された店舗や事務所等の木造建築物

助成対象者：木造住宅等の所有者、または所有者から工事の承諾を得た者（営利目的の宅建業者を除く。）
 なお耐震診断のみ、所有者以外でも助成を受けられます。

対象地域：【耐震診断、耐震改修工事、耐震装置設置】区内全域
 【除却】緊急対応地区内のみ なお、緊急対応地区については、裏面をご覧ください。

助成の種別	助成率	助成限度額
耐震診断	10 / 10	15万円

・耐震診断助成を受けるためには、区が指定する機関で、診断結果の評定を取得する必要があります。

助成の種別	助成金の内訳	申請者	助成率	助成限度額
耐震改修工事 ¹ (、 の合計)	計画作成等 (設計及び 工事監理)	一般	10 / 10	10万円 (20万円) ²
		高齢者等居住 ⁴ 他課連携の場合 ⁵	10 / 10	10万円 (20万円) ²
	工事	一般	1 / 2 3 / 4 ³	60万円 (150万円) ²
		高齢者等居住 ⁴ 他課連携の場合 ⁵	5 / 6	100万円 (170万円) ²

1：耐震改修工事では、上部構造評点（耐震性能を表す数値。通称：lw値）を1.0以上にする必要があります。また、既存住宅に前面道路への突出等がある場合には、当該部分の解消も必要です。

2：緊急対応地区内の住宅では、()内の助成限度額が適用されます。

3：指定道路沿道の住宅（申請者が一般の場合のみ）では、 内の助成率が適用されます。

4：「高齢者等居住」とは、工事後に65歳以上の方や心身に障害のある方が居住する場合をいいます。

5：「他課連携の場合」とは、耐震改修工事と同時に、次の事業を併用した工事をする場合をいいます。

【障害者福祉課】住宅設備改善費助成、【介護保険課】介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支援

【高齢者福祉課】高齢者自立支援住宅改修助成

【住宅課】民間木造賃貸住宅改修支援（民間木造賃貸住宅登録台帳への登録を前提とした工事助成）

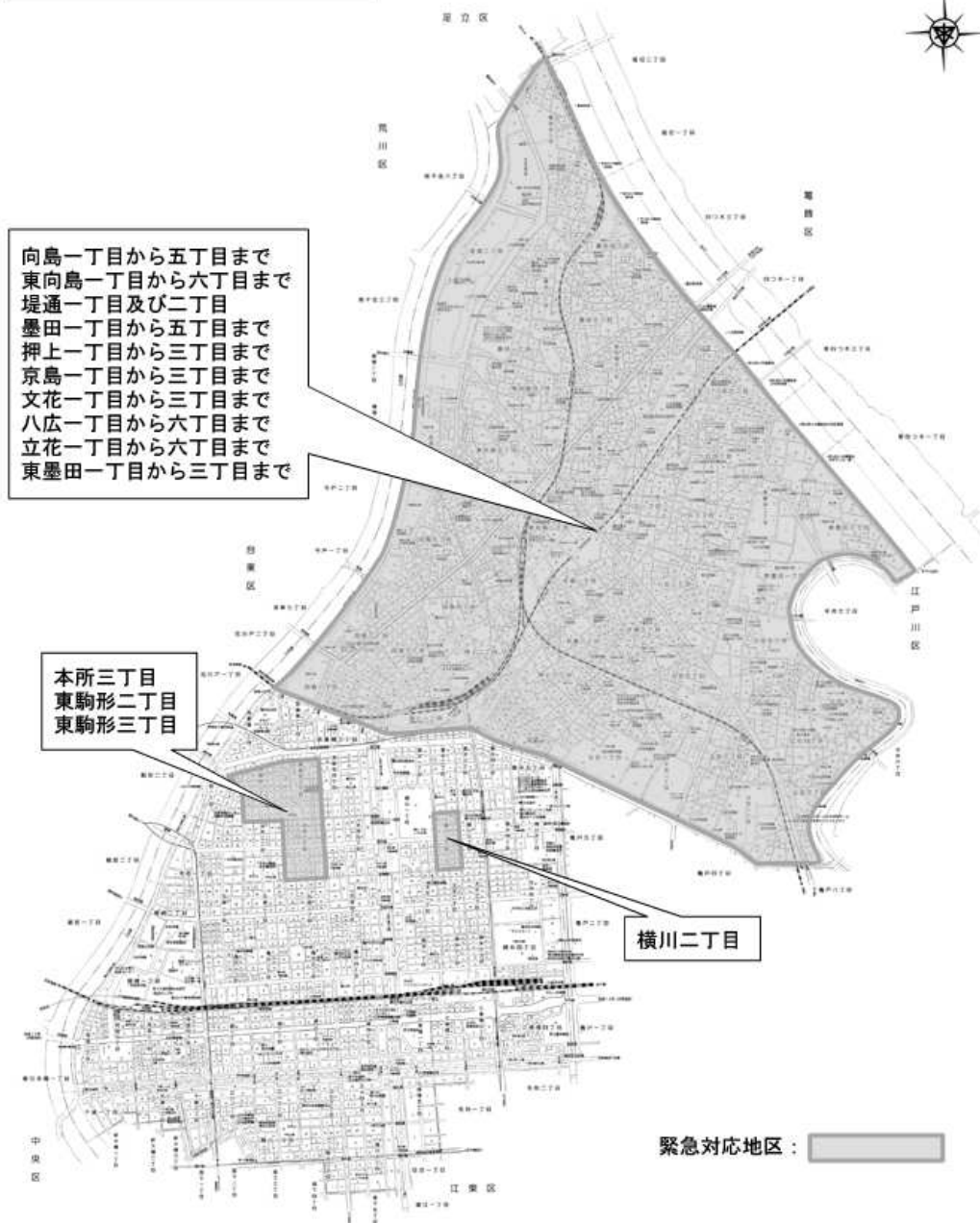
助成の種別	助成率	助成限度額
除却	1 / 2	50万円

・除却助成の対象地域は、緊急対応地区内のみです。

助成の種別	申請者	助成率	助成限度額
耐震装置設置	一般	9 / 10	30万円
	高齢者等居住 ⁴		50万円

・設置する耐震装置は、東京都が公表している装置に限ります。

緊急対応地区図



【注意】

- 各種助成金は、事前申請（工事等の契約前に申請）が必要です。
区から「助成対象確認通知」が発行される前に、契約または工事着手をしていた場合には、助成対象不承認となりますのでご注意ください。
- 分譲マンション等、非木造建築物の耐震化に関する助成制度については、別途お問合せください。

助成制度に関する問合せ先

墨田区都市計画部不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当（区役所9階）

電話：03-5608-6269（直通）

メールアドレス：funentaishin@city.sumida.lg.jp